

改正

平成31年3月29日告示第21号

令和3年3月30日告示第76号

令和4年3月31日告示第45号

令和5年6月28日告示第61号

伊根町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊根町内にある住宅におけるエネルギー自立化を図ることを目的として、住宅用の太陽光発電設備（当該設備を用いて発電した電気を電気事業者（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）に供給する場合は、当該設備の設置場所を含むいずれかの需要場所において使用される電気として供給された後の残余の電気を電気事業者に供給する構造であるものに限る。）及び蓄電設備（その発電した電気を蓄電することができる住宅用の蓄電設備をいう。以下同じ。）を同時に設置する者に対して、予算の範囲内において、その設置に要する経費の一部を補助金として交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる住宅用の太陽光発電設備及び蓄電設備（以下「対象システム」という。）は、次に掲げる要件を満たした未使用の設備とし、それらを同時に新規で設置したものを対象とする。

- (1) 太陽光発電設備 新設の太陽電池の最大出力が当該住宅の合計で2キロワット以上のものであり、太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備で、電力会社と系統を連携する設備をいう。
- (2) 蓄電設備 新設の蓄電池容量が当該住宅の合計1キロワット時以上で、かつ、定格出力が500ワット以上のものであり、常時太陽光発電設備と接続し、太陽光発電が発電する電気を充電することができる設備をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の対象を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成15年伊根町条例第19号）第2条第2項に基づく伝

統的建造物群保存地区は対象外とする。

- (1) 伊根町内に住所を有し、自ら居住し、又は居住しようとする伊根町内の住宅において、対象システムを新規に設置しようとする者。
- (2) 市町村税（地方税法（昭和25年法律第225号）第5条に規定する税をいう。以下同じ。）等伊根町に属するすべての収入の滞納がないこと
- (3) 第1号に掲げる住宅において、電灯契約を結んでいるもの
- (4) 太陽光発電設備を対象とする電力供給契約を電力会社と締結した個人で、供給開始日から6月以内のもの
(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 対象システムの設置工事に係る契約書の写し
- (2) 対象システムの設置状況が確認できる配置図及び写真
- (3) 対象システムの仕様が確認できるもの
- (4) 前年度の市町村税の納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出できる期間は、毎年4月から12月までとする。ただし、第3条第1項第4号の供給開始日（以下「供給開始日」という。）が前年度の期日である場合であっても、供給開始日から6月の期間を超えない範囲で申請することができる。

3 前項にいう供給開始日が前年度の期日である申請についても、申請のあった日における本要綱に従う。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付の決定を行い、速やかにその決定の内容を家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、家庭向け自立型再生可能エネルギー導

入事業費補助金支払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、補助金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） その他不相当と認められる事実があったとき。
- （3） 伊根町暴力団排除条例（平成23年伊根町条例第9号）第2条に掲げる暴力団員等であることが分かったとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成28年10月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第21号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第76号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第45号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月28日告示第61号）

この告示は、令和5年6月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助額
太陽光発電・蓄電設備の設置に要する経費	以下の（1）と（2）の額を合計した額以内の額（補助対象経費の2分の1を超えるときは、2分の1以内の額） （1） 新設する太陽光発電設備について、太陽電池モジュールの公称最大出力値（小数点以下第2位未満は切捨てるものとする。）に1キロワット当たり10千円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の

	<p>端数が生ずるときは、その端数を切捨てた額とし、40千円を超えるときは、40千円)</p> <p>(2) 新設する蓄電設備について、蓄電容量(小数点以下第2位未満は切捨てるものとする。)に1キロワット時当たり15千円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生ずるときは、その端数を切捨てた額とし、90千円を超えるときは、90千円)に10千円を加算した額。</p>
--	---

伊根町長 様

〒

（申請者）住所 伊根町字

フリガナ

氏名

⑩

電話

伊根町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付申請書

伊根町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金交付の審査のため、私の住民基本台帳の住所情報及び公金の収納状況等について確認されることを同意します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
(うち太陽光に係るもの _____ 円、蓄電設備に係るもの _____ 円)
- 2 住宅用の太陽光発電設備 型 式 名 _____
製造者名 _____
公称最大定格出力 _____ kW (小数点以下2位未満切捨て)
- 3 住宅用の蓄電設備 型 式 名 _____
製造者名 _____
蓄電容量 _____ kWh (小数点以下2位未満切捨て)
- 4 添付書類
 - (1) 太陽光発電・蓄電設備設置の契約書の写し
 - (2) 太陽光発電・蓄電設備が確認できる配置図及び写真
 - (3) 蓄電設備の型式、規格、蓄電容量など仕様が分かる書類
 - (4) 前年度の市町村税の納税証明書
 - (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

伊根町長



伊根町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊根町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金については、伊根町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その申請内容を審査した結果、下記のとおり補助金を交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額	
----------	--

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

伊根町長 様

〒 -

（申請者）住所 伊根町字

氏名 ⑩

電話

伊根町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金
支払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった伊根町家庭向け
自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金について、伊根町家庭向け自立型
再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のと
おり補助金を請求します。

記

1 設置場所	伊根町字	
2 補助対象 設備	住宅用の太陽光発電設備及び蓄電設備	
3 請求額	円	
4 振込先	金融機関名	(支店名までご記入ください)
	預金の種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義人	フリガナ